



平成28年10月28日

各 位

上場会社名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧上 晶 義
コード番号 5918
上場取引所 東証・名証（第2部）
問合せ先責任者 取締役執行役員管理本部長 瀧上定隆
（電話番号 0569 - 89 - 2101）

当社に対する行政処分（指名停止措置）について

平成28年10月21日、当社の従業員3名が、国土交通省三重河川国道事務所発注の橋梁工事に関し、公契約関係競売入札妨害、贈賄等の容疑で名古屋地方検察庁に起訴されました。

これにより、国土交通省から平成28年10月28日付で以下に記載する内容の行政処分（指名停止措置）を受けましたのでご報告いたします。

記

<行政処分（指名停止措置）の内容>

地方整備局等	指名停止期間
中部地方整備局	平成28年10月28日から 平成29年 5月27日 (7ヵ月)
東北地方整備局 関東地方整備局 北陸地方整備局 近畿地方整備局 中国地方整備局 四国地方整備局 九州地方整備局 国土技術政策総合研究所 大臣官房官庁営繕部 北海道開発局	平成28年10月28日から 平成29年 3月27日 (5ヵ月)

かかる事態の発生につきまして、株主、お客様ならびに関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事態を極めて厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こさぬよう法令遵守の徹底、内部管理体制の強化に一層注力して、早期の信頼回復に努めて参る所存であります。

なお、当該行政処分による業績への影響につきましては、現時点では不明のため、今後の業績の推移に応じて修正の必要が生じた場合には、速やかに公表させていただきます。

以 上